

# 自治労・東学ニュース

東京都学校事務職員労働組合（東学） 新宿区西新宿2-8-1 都庁第2本庁舎32階  
（勤務間インターバル規制特集号） 2024年4月15日発行 NO.670

## 東学への加入をお勧めします

先日（4月11日）には、この4月に小中学校に転入してきた皆さんに、東学加入を勧誘する手紙等を郵送しました。

**慣れない仕事に困った時、誰かに相談したい時、  
その他何でも、お気軽に声をかけてください。**

東学に加入していただいた場合は、全力で組合員を守るために取り組みます。入手した情報は全部、組合員に提供していますので、視野を広げることもできます。

小中学校の事務という職場は、学校という教育活動が行われていることや、定数配置が都費職員1人プラス区市費非常勤（臨時）職員1人と少ないこともあり、いままで経験してきたところと違うかも知れません。基本的に1人職場で、同じ学校に同僚（都費事務職員）がいないため、仕事は他校の事務職員や教育委員会に聞かなければならないなど、いままでの職場と環境が違っているかと思います。皆さんが早く学校に慣れ、私たちの組合（東学）に加入されることを期待いたします。「住めば都」です。

## 4月に勤務間インターバル制度が導入される

勤務間11時間を原則とするインターバル規制と連続勤務禁止の努力義務化を全ての学校で遵守するよう求めます。教職員の健康保持をはじめ、ワーク・ライフ・バランスの観点や育児・介護等の事情を抱える教職員が各種休暇・休業制度を利用するため、長時間労働を早期に改善しなければなりません。制度導入の趣旨を周知徹底することを求めます。また、業務の大幅な削減と教職員定数の改善を行うことが必要です。教員を始めとする教職員の長時間・過密労働は、業務量とそれに必要な教職員定数にミスマッチがあることによって生じています。そのため、テレワークや時差勤務、勤務間インターバル規制など勤務時間制度のみの改善によるだけでは、解決することはできません。

### 「勤務間インターバル」等の実施

#### (1) 趣旨

教職員の健康保持や総労働時間抑制のため、勤務間インターバルの確保及び連続勤務禁止の取組を各所属長の努力義務として実施します。

#### (2) 内容

実施職場 時差勤務を導入している学校

内 容 ①勤務間インターバルの確保

勤務の終了時刻から翌日の始業時刻までの間に、9時間から11時間（原則11時間）のインターバルを確保すること。

・インターバルの時間数については、学校単位で設定します、

・勤務時間は短縮せず一定とし、始業時刻の変更に合わせて終業時刻を変更します。

#### ②連続勤務の禁止

7日以上連続勤務となる超過勤務命令や週休日の変更を原則禁止します。

- 手続き等 各職場で定めるインターバルを確保するため、事前に、日単位で正規の勤務時間の割振りの変更を認めます。なお、変更する勤務時間帯は、従前より各職場に割り振られている正規の勤務時間（時差勤務として設定した勤務時間の割振りを含む）から選択してください。
- その他 勤務間インターバルの確保及び連続勤務の禁止は、各所属長の努力義務とし、公務運営に支障がある場合を除き、確実に本取組を推進してください。

(3) 実施時期

令和6年4月1日から実施します。

(4) その他

交代制勤務等職員については対象外としますが、現行制度の範囲内で、本制度の趣旨を踏まえ同様の取組を行うことを推奨します。会計年度任用職員（時間講師及び日勤講師を含む）は対象外です。

【区市町村立学校】

	(教育職員)	(行政系職員)
勤務間インターバルの確保	各区市町村教育委員会の規定による	対象（原則11時間、最低9時間）
連続勤務の禁止	//	対象（7日以上連続勤務を禁止）
根拠規定	//	勤務時間条例施行規則（第30条の2）

## 時間外勤務をしたら時間外手当を請求しよう

年度当初の4月は、予算の編成などもあり、忙しい時期です。4月に異動して、地区を代わったり、学校を代わったりした場合は、特に忙しいです。局間交流者や新規採用職員は、忙しくしていることでしょう。

以前、都教委に時間外勤務について問い合わせをして、得た回答は、以下のとおりです。

1. 管理職の命令があって、始めて時間外勤務が成立する。
2. 学校の年間目途額を超える場合は、区教委で調整してもらう。学校間の調整。
3. 区教委で調整しても無理なら、都教委に増額申請をする。

原則は、事前命令・事後確認です。地区によっては、学校に時間外手当の予算枠（年間目途額）を提示せずに、時間外勤務手当に限度を設けていないところもあるようです。なお、教員には「限定4項目」（①生徒の実習に関する業務②学校行事に関する業務③職員会議に関する業務④非常災害等の業務）以外には、時間外勤務命令は出せません。

## 予算編成4月・5月は事務職員の腕の見せ所

4月・5月は、学校の予算編成の時期です（前年度に予算を編成する学校もあります）。事務職員の腕の見せ所、1年の中で最も重要な時期の1つです。最少の経費をもって、最大の効果を上げるよう、校内予算を編成し、計画的、効率的な執行を行います。学校長が示す経営方針や教育目標、学校の特色化などを考慮して、作成します。前年度の決算などの資料をもとに、教科、教科外の要望の調整を予算委員会で調整します。予算委員会は、予算調整を行うため、必要な資料の収集や分析を行い、学校長が予算編成指針の作成や予算の決定にあたり、必要な調整を行います。

校内予算の総額は、地区や学校規模などによって異なりますが、1千万円から2千万円。それに、給食費等の私費会計の学校徴収金が変わったりすると大変です。

教材費の補助や無償化を進めている自治体もあります。校内予算でも、やりくりをして教材を公費負担とするなど、事務職員の腕の見せ所です。